

# 使用料等に関する基本方針

2021年（令和3年）10月策定

企画財政局 財政部 財政課

## 目 次

1	受益と負担の適正化等に向けた基本的な考え方及び基本方針の必要性 ……	1
2	使用料等算定の基本方針 ……	2
3	使用料の算定方法 ……	3
	(1) サービス提供に要する原価（コスト）の算定 ……	4
	(2) 施設の性質別分類と負担割合の設定 ……	5
	(3) 施設の利用形態による使用料算定方法 ……	7
4	手数料の算定方法 ……	9
5	その他の取扱いについて ……	9
	(1) 定期的な改定 ……	9
	(2) 同種・類似の使用料等との均衡 ……	10
	(3) 激変緩和措置 ……	10
	(4) 減額・免除の取扱い ……	10
	(5) 今後の施設管理 ……	10
	(6) 企画財政局への協議及び全庁的な調整 ……	10

## 1 受益と負担の適正化等に向けた基本的な考え方及び基本方針の必要性

本市が提供している公の施設の維持管理や運営などの公共サービス<sup>1</sup>は、道路や公園など多くの市民の日常生活において必要なもので、民間では類似のサービスが提供されにくいものから、社会体育施設（スポーツ施設）や貸会議室などのように民間でも類似のサービスが提供されているものまで多岐にわたる。

市が提供している公共サービスのうち、公の施設の利用についてはその対価を使用料<sup>2</sup>として、また、各種証明書の発行や認可等の役務の提供についてはその対価を手数料<sup>3</sup>として徴収している。こうした使用料等の額は、これまで主に類似施設の使用料等を参考にサービスの提供状況や様々な施策との整合性を図りながら設定しているが、指定管理者制度の導入や民間移管（委託）、消費税増税、デジタル化の進展などにより維持管理費や運営コストは変化しており、これら経済社会の変化に応じた見直しが必要である。

また、福山みらい創造ビジョン（2021年（令和3年）3月策定）の推進に係る市政運営の基盤づくりとして、「限られた資源を有効かつ効率的に活用し、市民ニーズの変化に的確に対応していくため、優先度、公と民の役割分担、受益と負担の公平性、費用対効果などを根拠に基づき多角的に検証し、施策・事業や公共施設等サービス<sup>4</sup>の再構築を行う」としている。

こうしたことから、「コストの見える化」を推進するとともに、原価の算定方法や受益者負担の割合の考え方などを明らかにした「使用料等に関する基本方針」を策定するものである。

---

<sup>1</sup> 公共サービス：国又は地方公共団体の事務又は事業であって、特定の者に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供及び国又は地方公共団体が行う規制、監督、助成、広報、公共施設の整備その他の公共の利益の増進に資する行為であって、市民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすものをいう。

<sup>2</sup> 使用料：本市が設置している様々な公共施設のサービスの対価として、利用者から徴収している金銭であり、各々の施設の維持管理等に要する経費に充てられている。

<sup>3</sup> 手数料：本市が特定の者のために提供する公の役務に対し、その費用を賄うため、又は報償として徴収している金銭であり、当該事務に要する経費に充てられている。

<sup>4</sup> 公共施設等サービス：公共施設等を通して提供される公共サービスをいう。

## 2 使用料等算定の基本方針

### (1) 受益者負担の原則

施設の維持管理に係る経費は、施設使用の対価として受益者からの使用料によりその一部を賄っているが、不足分は公費（税金）で補うため、市民全体の負担となる。

施設を利用する人と利用しない人との負担の公平化を図るため、受益者負担を原則として、使用料を算定する。

ただし、一律に受益者に負担を求めるのではなく、サービスの性質に応じて、受益者負担と公費負担の割合を設定する。

また、手数料についても、特定の者のために行う役務の提供に対して、その事務に要する費用として納付されるものであるため、「負担の公平性」を確保するため、利用者に応分の負担を求めることとする。負担金や雑入のうち自己負担を伴うものも同様の考え方を適用する。

### (2) 算定方法の明確化

応分の負担を求める受益者や市民に分かりやすく説明できるように、使用料等の算定方法（積算根拠）を明確にし、透明性を確保する。

### (3) 経費削減及びより良い行政サービスの提供への取組

施設の維持管理等に要する費用を使用料算定の原価とすることから、効率的な施設運営を行うことで費用を低減し、より良質なサービスを最小の経費で提供できるよう、継続的な業務の見直しに努める。

また、手数料についても、役務の提供といった行政サービスを受けた市民から、その対価を徴収するものであるため、より良い行政サービスの提供をめざす。

#### (4) 本基本方針の適用対象外事項

次に掲げるものについては本基本方針の適用対象外とする。

- ・法令等により基準が定められているもの
- ・法令等により使用料等を徴収できないもの
- ・国・県の算定方法や基準に準拠しているもの
- ・企業会計が所管しているもの
- ・財産評価額を根拠としているもの

### 3 使用料の算定方法

市が利用者に応分の負担を求めるためには、使用料の積算根拠を明らかにし、市民に対する説明責任を果たす必要がある。そのため、使用料算定に当たっては、施設の利用に係る「原価（コスト）」と、施設の「受益者負担割合」に基づく算定とする。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合} (1 - \text{公費負担分})$$

- ・原価…利用者が負担する経費の範囲は、施設の維持管理等に要する「人にかかる経費」と「物にかかる経費」を原価として算定する。
- ・受益者負担割合…対象とする施設の「日常生活上の必要性（選択的・必需的）」、「民間による提供の可能性（非市場的・市場的）」といったサービスの性質によって、受益者と市（公費）の負担割合を定める。

## (1) サービス提供に要する原価（コスト）の算定

### ア 原価算定の基礎

原価算定の基礎は、次の表に示す経費の1年間に要する額とする。ただし、実際の使用料の算定に際しては、公共サービスの安定した提供の観点から、毎年度の改定は予定していないため、直近の数年間（3～5年程度）の平均を用いるなどの方法をとるものとする。

人にかかる経費	人件費	サービス提供や施設を維持管理するための業務に直接従事する職員に要する費用
物にかかる経費	物件費 維持補修費 減価償却費	サービス提供や施設を維持管理するため、物品の購入や施設の修理等に要する費用

### イ 原価に含まない経費

#### ・土地の取得経費

土地は、時間の経過によって価値が減少しない資産であり、減価償却資産ではないため、原価として算定しない。

#### ・臨時的な対応に伴う経費

災害時の対応など臨時的に提供するサービスにかかる経費は、本来、提供するサービスとは目的が異なるものであるため、原価として算定しない。

#### ・受益者が特定されている経費

イベントに要した費用や、講座等で使用するテキスト代にかかる費用は、そのイベントや講座等に参加した特定の受益者にのみ発生する経費であることから、原価として算定しない。

### ウ 原価の算定方法

## ○人件費の算定方法

$$\text{人件費} = \text{人件費単価} \times \text{職員数}$$

- ・人件費単価…実際に施設に配置された職員の給与・報酬等で算定すると、年齢や職位の構成により、同種の施設間や年度間で差が生じる。そのため、人件費単価は、正職員・会計年度任用職員等の職員区分ごとの平均給与・報酬の額とする。
- ・職員数…職員数は通常のサービスの提供に従事するために配置された職員数とする。1人の職員が原価に算定しない間接的な業務などにも従事する場合は、年間勤務時間数に対する通常のサービスの提供に要した時間の割合で算定する。

## ○減価償却費の算定方法

施設は、年数の経過に伴い資産価値が減少するため、世代間負担の公平性の観点から、地方公会計制度に基づく減価償却費（定額法（耐用年数に応じて毎年定額（同額）の減価償却費を計上していく方法）による。）を費用として原価を算定する。

定額法（地方公会計制度による）

$$\text{減価償却費} = \text{取得価額} / \text{耐用年数}$$

## (2) 施設の性質別分類と負担割合の設定

### ア サービスの性質による分類

市の施設には、道路や公園などのように日常生活に必要不可欠で、市場では提供されにくいものがある。一方、体育施設や公民館など特定の市民が利益を受けるサービスで、民間にも類似のサービスが存在するものもある。

使用料の設定に当たっては、このような施設ごとのサービスの内容について検討し、サービスの性質別に、原価に対する受益者負担割合を設定するものとする。

< 必需性 > 日常生活上の必要性（選択的・必需的）による区分

区分	選択的	中間的	必需的	
性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の市民や団体を対象として利用する施設</li> <li>・生活や余暇を充実させるために利用する施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法的に設置が義務付けられている施設</li> <li>・日常生活において、ほとんどの市民に必要とされる施設</li> </ul>		
必需性の強弱	選択的 弱			強 必需的

< 市場性 > 民間による提供の可能性（非市場的・市場的）による区分

区分	性質	収益性の強弱
非市場的	民間事業者によるサービス提供が困難な施設	非市場的 弱
中間的	民間事業者によるサービス提供が期待できる施設	
市場的	民間事業者が同等のサービスを提供している施設	
		強 市場的

イ 受益者負担区分と負担割合

施設ごとのサービス内容に基づく性質別分類は、必需性・市場性の区分を組み合わせることにより、9つの分類を設定し、受益者負担割合については5段階（0%、25%、50%、75%、100%）に区分する。

また、必需性・市場性によるもののほか、福山みらい創造ビジョンの推進に資するものなど、特段の政策判断を行ったものについては受益者負担割合を調整することができる。

非市場的  市場的	A 非市場的	50% (38%~62%)	25% (13%~37%)	0% (0~12%)	公共性 強
	B 中間的	75% (63%~87%)	50% (38%~62%)	25% (13%~37%)	
	C 市場的	100% (88%~100%)	75% (63%~87%)	50% (38%~62%)	
公共性 弱		Ⅲ 選択的	Ⅱ 中間的	Ⅰ 必需的	
		選択的			必需的

### (3) 施設の利用形態による使用料算定方法

使用料の算定基礎となる原価（コスト）の明確化、受益者負担割合の設定等の考え方にに基づき、会議室などの「貸館施設」、プールなどの「個人利用施設」の2つに分類して算定を行う。

ア 1室当たりの原価から使用料を算定する場合…貸室等の場合

(例) 会議室・ホール等

① 1㎡当たりの時間原価
= 施設全体の原価 ÷ 貸出面積合計 ÷ 年間開館時間
② 1室当たりの原価
= ① 1㎡当たりの時間原価 × 利用面積（室面積） × 利用時間
③ 1室当たりの使用料
= ② 1室当たりの原価 × 受益者負担割合

**【具体例】**

以下のような施設において、会議室Aを2時間利用する場合の使用料

	会議室A	会議室B	事務所	トイレ・廊下等 共有部分	延床面積
面積(m <sup>2</sup> )	200	100	50	50	400

※施設全体の原価：1,200,000円

※年間開館時間：250時間

※性質別負担割合：50%

※貸出面積の合計：会議室A(200m<sup>2</sup>) + 会議室B(100m<sup>2</sup>) = 300m<sup>2</sup>

① 1m<sup>2</sup>当たりの時間原価 = 1,200,000円 ÷ 300m<sup>2</sup> ÷ 250時間 = 16円/m<sup>2</sup>/時間

② 1室当たりの原価 = 16円/m<sup>2</sup>/時間 × 200m<sup>2</sup> × 2時間 = 6,400円/室

③ 1室当たりの使用料 = 6,400円 × 50% = 3,200円/室

イ 1人当たりの原価から使用料を算定する場合…個人利用の場合

(例) プール・博物館等

① 1人当たりの原価

= 原価 ÷ 年間受益者(利用者)数

※年間受益者(利用者)数についても、原価算定と同様に、必要に応じて直近数年間の平均値を用いるなど、適切な設定を検討すること。

② 1人当たりの使用料

= ① 1人当たりの原価 × 受益者負担割合

**【具体例】**

博物館等(個人利用施設)の使用料

	博物館	事務所	トイレ・廊下等 共有部分	延床面積
面積(m <sup>2</sup> )	300	50	50	400

※施設全体の原価：1,200,000円

※年間開館時間：250時間

※年間利用者数：4,000人

※受益者負担割合：50%

① 1人当たりの原価 = 1,200,000円 ÷ 4,000人 = 300円/人

② 1人当たりの使用料 = 300円 × 50% = 150円/人

## 4 手数料の算定方法

法令等により算定方法が定められているもの等を除く全ての手数料を対象とするもので、基本的な算定式を次のとおりとしますが、サービス提供の種類に応じて個々に合理的な算定方法とする必要があるため、ここでは一般的な算定方法を示すものです。

$$\text{手数料} = \text{原価} \quad (\text{特定の行政サービスを提供するために要する経費})$$

$$\text{原 価} = \frac{\text{人件費} + \text{物件費等} + \text{減価償却費}}{\text{処理件数}}$$

- ・ サービス提供に要する原価の範囲

事務事業に要する人件費	サービスの提供を行うため直接従事する職員に要する費用
事務事業に要する物件費等	物品購入や機器の保守などサービスの提供に要する費用
資本的支出（減価償却費）	使用年数の経過により減少していく設備・備品の価値を金額で表すもので、取得に要した金額を耐用年数で年度ごとに配分する費用

## 5 その他の取扱いについて

### (1) 定期的な改定

自治体を取り巻く経済社会の情勢は刻々と変化するため、「コストの見える化」を推進するとともに、市民ニーズや施設の維持管理経費等に要する経費の変化等に配慮しながら、受益者負担の公平性を確保するため、定期的に使用料等の検討を行うものとする。

## (2) 同種・類似の使用料等との均衡

使用料等の改定に当たっては、原則、受益者負担とした原価分の全額を使用料・手数料として設定していくこととする。

ただし、改定後の使用料等が民間等の同種・類似の使用料等に比べ、著しく高額となり利用率が大きく減少することが見込まれる場合や、著しく低額となり民間の営利活動を圧迫する場合など、均衡を失う場合には改定額を調整することができるものとする。

## (3) 激変緩和措置

使用料等の改定は市民生活に直結しており、急激な負担の増加によって市民の貴重な財産の有効利用が阻害される可能性がある。このようなことを防ぐため、現行使用料等より著しく高額になる時は、定期的な検証結果を踏まえ段階的な改定を検討していくものとする。

## (4) 減額・免除の取扱い

使用料等の減額・免除については、政策的で特例的な措置であることから、減免対象や減免割合等が経済社会の情勢や変化に適切に対応したものとなるよう適宜見直しを行い、真に必要な場合にのみ適用するものとする。

## (5) 今後の施設管理

各公共施設における人にかかる経費と物にかかる経費の管理原価を圧縮することが使用料等の低減につながるものと考え、経費の削減に努めるとともに、市民ニーズの把握に努め、公共施設の設置目的に沿った市民サービスの向上に、より一層努めていく。

## (6) 企画財政局への協議及び全庁的な調整

使用料等の設定及び改定並びに減額・免除措置の設定及び改定に際しては、持続可能な財政の維持・構築及び適切な公共施設の管理を推進する観点から、その必要性等について事前に財政課及び企画政策課と協議を行うものとする。

また、貸館など市が提供する類似サービスの間でその使用料等や減額・免除措置の

設定に著しい差異が生じないよう、該当する部局間で情報共有等の連携を図ることとし、必要に応じて、公共施設等サービス再構築検討委員会や局長会議、政策担当課長会議などを通じて、調整を行うこと。